

令和7年1月8日

事業者殿

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会
登録番号 T3090005000182
甲府市北口2-15-1 (電話 251-6626)
http://www.yamanashi-roukiren.com/

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(学科)の実施について

貨物自動車での荷役作業時の墜落、転落などの労働災害を防止するための安全対策の強化を目的として、労働安全衛生規則の一部が改正され、昇降設備の設置、保護帽の着用義務の範囲拡大、運転位置から離れる場合の措置の適用除外等が令和5年10月1日から施行されました。さらに、令和6年2月1日からは、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が特別教育の対象となります。

山梨労働局長の登録講習機関である当会では、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育として、以下の2通りの特別教育のうち、Bを実施します。
テールゲートリフター特別教育(学科) : A 作業者向け 学科4時間
テールゲートリフター特別教育(学科、実技のための教育を含む) : B 実技教育担当者向け 学科4時間+実技のための教育※1時間
つきましては、各事業場において、規則改正に鑑み対象となられる皆様方が受講されますようご案内申し上げます。なお、当該講習は、事業場内で学科教育を行うインストラクター養成教育ではありません。お間違えの無いようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 令和7年2月19日(水) 午前8時45分~(受付)
2 場所 山梨県中小企業人材開発センター(甲府市大津町2130-2)
3 受講料等 受講料 8,000円 テキスト代 1,050円
4 修了証 講習科目を全部受講した者には修了証を交付します。
5 申込方法 申込書に所定事項記入の上、令和7年2月12日までに当会に申し込んで下さい。
6 その他
(1) 申し込み後の取消(キャンセル)は、令和7年2月13日までとします。
(2) 受講者の変更については、講習日2日前(令和7年2月17日)までに申し出ください。
(3) 定員(20名)に達した時は、申込期日前でも締め切ることがあります。

※実技のための教育

実技教育を実施する際のポイントを学びます。
実技教育については、事業場にあるテールゲートリフターを使用して、関係法令、ガイドライン等の安全作業を念頭に、実技教育担当者「実技の科目について十分な知識、経験等を有する者(令5.3.28基発0328号)」が行う必要があります。
実技教育担当者は、上記教育Bを受講し、適切な実技教育を行うことが望まれます。

7 講習科目及び時間割

Table with 2 columns: Time (9:00-9:30, 9:30-11:10, etc.) and Content (関係法令, テールゲートリフターに関する知識, etc.)

注(1)原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。(2)講師の都合により科目、時間を変更することもあります。

- ◆今回の特別教育は、学科のみを行うものです。
◆実技等の時間は、労働安全衛生法では右記を修了したものが、実技修了者と認められます。

Table with 2 columns: 実技科目, 実技時間 (2時間)

きりとり線

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(学科)受講申込書(令和7年2月19日実施)

Application form with fields for Name, Address, Contact Info, and Date. Includes a note about document verification and a signature line for the association.

Payment information section including amount (9,955 yen), deadline (Feb 12), and bank details for the association.

【個人情報について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの提供の実施のためにのみ使用いたします。